

建設工事登録業者 各位

建設業者の社会保険等の加入推進の取組みについて

福井市 財 政 部 契 約 課 長
工事・会計管理部 技術管理課長
企 業 局 経 営 管 理 課 長

本市において、建設産業の公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るため、平成30年度から福井市工事請負契約約款の一部を改正し、社会保険等の加入推進を図っているところですが、10月以降の取組みについて下記のとおりお知らせします。

記

1. 対象となる工事

令和7年4月1日以後に発注（公告、指名通知及び見積依頼をいう。以下同じ。）する予定価格が200万円を超える建設工事

2. 取組み内容

(1) 契約約款に基づく指名停止措置

法令に基づき、適切に社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していることが認められない業者（法令により適用除外となる事業者は除く。）との一次下請契約を、原則禁止します。

ただし、社会保険等に未加入の一次下請業者と下請締結しなければ工事の施工が困難となる場合等の特別な事情を有すると認められる場合はこの限りではありませんが、30日以内に社会保険等に加入したことがわかる書類を提出しなければなりません。これに違反した場合、元請業者を指名停止措置の対象とします。

(2) 下請業者の社会保険等の加入状況について適切な確認・把握

◆社会保険等の加入状況確認方法

・施工体制台帳、下請負届及び再下請負通知書により確認

◆下請業者が社会保険等未加入の場合の手続き

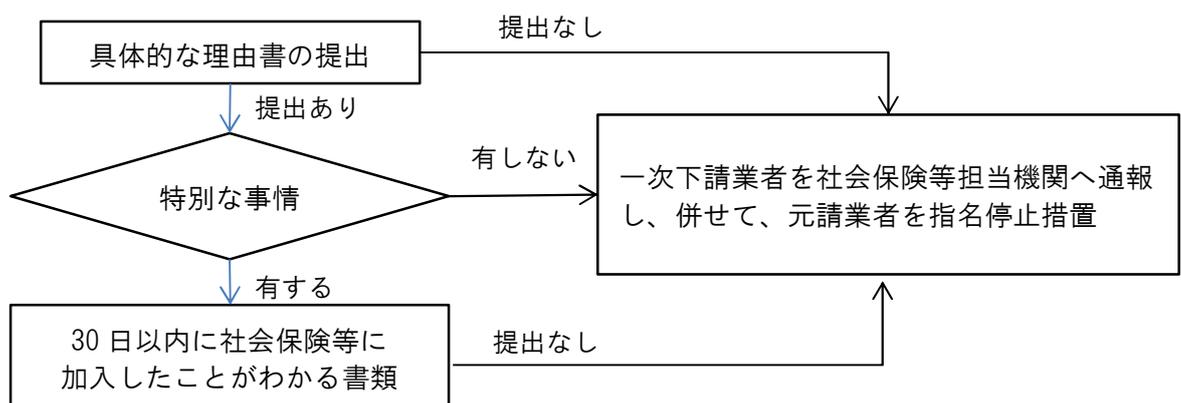
① 一次下請業者が社会保険等に未加入の場合

元請業者は一次下請契約を締結した具体的な理由書【様式2】を速やかに提出してください。

「具体的な理由書を提出しない場合」、「特別な事情を有すると認められない場合」又は「特別な事情を有すると認められたが、30日以内に社会保険等に加入したことがわかる書類【様式4】を提出しない場合」は

⇒一次下請業者を社会保険等担当機関に通報し、元請業者を指名停止措置の対象とします。

<イメージ図>



② 二次以下の下請業者が社会保険等未加入の場合

元請業者は、未加入の下請業者に対して加入への指導をお願いします。